

事 務 連 絡
令和7年3月3日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

事業所名称・所在地変更等に伴う基金規約変更について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当基金は総合型基金として実施事業所の名称・所在地等を基金規約別表に登載しており、これに変更が生じた時は速やかに規約変更を行い国への届出が必要となりますので、該当する事象がありましたら情報提供並びに事業主変更届を遅滞なく基金事務局までいただきますようお願いいたします。

また、近年、政府方針等に基づき定年年齢延長も含めて人事制度の改定を検討する事業所様も増えてきているのではないかと思います。

当基金におきましては、加入者の範囲等について実施事業所様ごとの就業規則や退職金規程等で定められた状況を基金規約に反映し国の承認を受けています。企業年金において、就業規則等の改訂にかかる基金規約の変更の遡及適用は認められてないこと、並びに、定年の定義や休職・休業期間を変更する場合など事業所様においては給付を減らしたつもりが無くても給付減額と判定されるケースもありますので、改訂をご検討される前段階で基金あてご相談いただきますようお願い申し上げます。

また、これら規約変更申請につきましては事前に基金代議員会の議決が必要であり、なお、申請の約2か月前までにその内容について厚生労働省に事前相談をするよう求められており、総幹事による改訂内容の確認及び申請書類作成にも時間を要しますので、できるだけ早めにご相談・情報提供いただきますようお願い申し上げます。